

休眠預金事業(任意団体契約)におけるガバナンス規程

本規程群は、当団体が既に一般社団法人として存在することを前提としつつ、休眠預金事業については任意団体として契約・実施している期間、2025年6月10日から事業終了時まで(以下「本事業期間」という。)におけるガバナンス体制を明確化するために制定するものである。本規程は、休眠預金等活用法の趣旨、JANPIA及び資金分配団体が求めるガバナンス・コンプライアンス水準を満たすことを目的とし、法人本体の恒久的規程を代替又は変更するものではない。

第1章 役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条(目的)

本章は、本事業期間における役員及び評議員(設置している場合)の報酬、手当及び費用弁償に関し、透明性及び説明責任を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(基本原則)

- (1)役員及び評議員の報酬は、事業規模、業務内容及び社会的妥当性を踏まえ、必要最小限の水準とする。
- (2)報酬の決定にあたっては、恣意性を排し、第三者に対して合理的な説明が可能な基準に基づいて行うものとする。

第3条(対象者)

- (1)本章の対象となる役員は、代表者のみとする。
- (2)評議員を置く場合においても、原則として無報酬とする。

第4条(報酬額)

- (1)代表者の報酬額は、月額300,000円を基本給とする。
- (2)前項の報酬には、本事業に係る統括、対外折衝、事業管理その他役員としての職務執行の対価を含むものとする。
- (3)報酬額は休眠事業外で発生する業務の報酬も含まれる。資金分配団体との取り決めにより休眠事業対象額を按分し算定する。
- (4)役員に対して、賞与その他これに類する給付は行わない。

第5条(費用弁償)

役員が本事業の遂行に必要な業務を行うために要した交通費等の実費については、助成事業の基準に従い、費用弁償として支給することができる。

第6条(支払方法)

- (1)報酬は、月末締めとし、翌月25日に支払うものとする。
- (2)支払方法は、原則として指定口座への振込によるものとする。

第2章 職員の給与等に関する規程

第7条(目的)

本章は、本事業期間に従事する職員の給与、手当及び支給方法等について定め、適正な労務管理及び経理処理を確保することを目的とする。

第8条(基本原則)

(1) 職員の給与は、職務内容、勤務形態及び責任の程度に応じ、合理的かつ公平に定めるものとする。

(2) 給与水準は、社会通念上妥当な範囲とし、助成金の目的に照らして過大とならないよう配慮する。

第9条(給与の構成)

職員の給与は、基本給及び交通手当により構成するものとし、賞与、退職金その他の臨時的給付は支給しない。

第10条(給与水準)

(1) 常勤職員の報酬額は、月額200,000円～250,000円を基本とし、経験、能力等に応じてこれを決定する。

(2) 非常勤職員の報酬額は、時給1,200円を基本給とし、実際の勤務時間に基づき算定する。

第11条(給与計算及び管理)

(1) 常勤職員の給与は、月単位で算定する。

(2) 非常勤職員の給与は、勤務実績に基づく時間計算により算定する。

(3) 勤務時間及び業務内容については、業務日報又はこれに準ずる記録により管理する。

第12条(支払方法)

給与は、月末締めとし、翌月25日に指定口座へ振込により支払うものとする。

第13条(費用弁償)

職員が本事業の遂行に必要な業務を行うために要した交通費等の実費については、助成事業の基準に従い、費用弁償として支給することができる。

第3章 理事の職務権限に関する規程

第14条(目的)

本章は、理事の職務及び権限を明確にし、意思決定及び業務執行の適正性を確保することを目的とする。

第15条(理事の区分)

本事業期間における理事の区分は、代表理事及び業務執行理事(設置する場合)とする。

第16条(代表理事の職務及び権限)

代表理事は、本事業の総括責任者として事業運営全般を統括し、事業計画、予算及び重要な業務執行に関する最終決定を行うとともに、資金分配団体及び関係機関との連絡調整並びに対外的責任を負う。

第4章 情報公開に関する規程

第17条(目的)

本章は、本事業の透明性及び説明責任を確保するため、情報公開に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第18条(情報公開の原則)

本事業に関する情報は、正確かつ分かりやすく提供することを基本とし、社会からの信頼確保に努めるものとする。

第19条(情報公開の対象書類)

情報公開の対象は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款及び任意団体としての規約
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録
- (4) 理事会、社員総会、評議員会(設置している場合)の議事録

第20条(公開方法)

情報公開は、当団体のウェブサイトへの掲載かJANPIAによるウェブサイトへの掲載、又合理的な範囲での書面開示により行うものとする。

第5章 事務局規程

第21条(目的)

本章は、事務局の組織体制及び業務分掌を明確にし、効率的かつ適正な事業運営を図ることを目的とする。

第22条(組織及び業務分掌)

事務局は、本事業に関し、事業計画及び進捗管理、経理及び資金管理、文書及び情報管理、資金分配団体及びJANPIA対応を所掌する。

第23条(職制及び職責)

- (1) 事務局長(設置する場合)は、事務局業務を統括する。
- (2) 職員は、所管業務について責任をもって遂行するものとする。

第24条(決裁)

定型的又は日常的な事務処理は事務局長が決裁し、重要事項については代表理事の承認を要する。

第6章 文書管理規程

第25条(目的)

本章は、本事業に係る文書の適正な管理を行い、事業の透明性及び検証可能性を確保することを目的とする。

第26条(決裁手続)

本事業に関する文書は、所定の決裁手続を経て作成及び保存するものとする。

第27条(文書の整理及び保管)

文書は、電子データ又は紙媒体により整理し、管理責任者を定めて適切に保管するものとする。

第28条(保存期間)

文書の保存期間は、原則として事業終了後5年間とする。

第7章 利益相反防止に関する規程

第29条(目的)

本章は、本事業の公正性を確保し、利益相反行為を未然に防止することを目的とする。

第30条(利益相反行為の禁止)

資金分配団体が実行団体を選定又は監督する過程において、関係者が不当な影響を及ぼす行為を行ってはならない。また、助成事業の実施にあたり、理事、職員その他関係者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第31条(自己申告)

役員は、定期的に利益相反に該当する事項について自己申告を行うものとし、代表理事は当該申告内容を確認のうえ、必要に応じて是正措置を講じるものとする。

第8章 倫理規程

第32条(目的)

本章は、本事業に関わるすべての理事、職員その他関係者が遵守すべき倫理的行動基準を定め、休眠預金事業としての公共性及び社会的信頼性を確保することを目的とする。

第33条(倫理原則)

- (1)すべての人の尊厳と権利を尊重し、不当な差別又は排除を行わないこと。
- (2)関係法令、ガイドライン及び助成事業のルールを遵守し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと。
- (3)本事業を通じて、自己又は第三者の私的利益を図る行為を行わないこと。
- (4)利益相反が生じるおそれがある場合には、速やかに申告し、必要な情報開示及び是正措置を行うこと。
- (5)特定の個人又は団体の利益のみを不当に増大させる目的で、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないこと。
- (6)事業内容及び資金の用途について、社会に対する説明責任を果たすよう努めること。
- (7)個人情報、その重要性を認識した上で適切に管理し、目的外利用又は漏えいを防止すること。

第9章 監事監査に関する規程

第34条(目的)

本章は、監事による監査の内容及び権限を明確にし、事業運営の適正性を確保することを目的とする。

第35条(監事の職務)

監事は、事業及び会計の執行状況を監査し、不正又は不当な事項を発見した場合には、代表理事又は社員総会に報告するものとする。

監事を設置していない場合は、社員総会において事業報告及び決算を審議した議事録をもって、監査に代えることができる。

第10章 リスク管理規程

第36条(目的)

本章は、本事業に係るリスクを適切に管理し、事業の継続性及び信頼性を確保することを目的とする。

第37条(リスク発生時の対応)

リスクが発生した場合には、速やかに代表理事へ報告し、必要な対応方針を協議するものとする。

第38条(緊急事態の範囲)

緊急事態には、法令違反又はそのおそれ、不正会計又は重大な事務処理ミス、個人情報漏えい、自然災害又は事故等による事業継続困難な事態を含むものとする。

第39条(対応方針及び手順)

人命及び法令遵守を最優先とし、関係機関への報告及び再発防止策を速やかに講じるものとする。

第11章 コンプライアンス規定

第40条(目的)

本章は、休眠預金等活用事業を適正かつ継続的に実施するため、本団体におけるリスク管理及びコンプライアンスに関する基本事項を定めるものとする。

第41条(リスク管理)

本団体は、事業運営上想定される財務上、法務上、運営上及び社会的信用に関する各種リスクを把握し、その発生防止及び影響の最小化を図るため、必要な体制整備及び対応を行うものとする。

第42条(コンプライアンス)

本団体は、法令、資金提供契約書、関係規程及び社会的規範を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行することを基本方針とする。

(1)コンプライアンス担当体制 本団体は、コンプライアンスを統括する責任者として、役員代表者をコンプライアンス責任者として置くものとする。コンプライアンス責任者は、本事業

業に関わる役職員の法令遵守状況を把握し、必要に応じて指導、是正及び再発防止に向けた体制整備を行う責任を負うものとする。

(2)コンプライアンス違反事案への対応 本団体は、不正行為又はコンプライアンス違反が発生した場合には、速やかに事実関係及び原因の究明を行い、関係者に対して厳正な処分を行うとともに、再発防止策を策定し、確実に実施するものとする。また、当該事案の内容及び対応結果については、資金提供契約書の定め及び社会的要請を踏まえ、適切な方法により公表するものとする。

附則

本規程は、休眠預金事業に係るガバナンス体制を明確化するために制定するものであり、本事業期間中に適用するものとする。

本規程は、事業終了後においても、説明責任及び検証可能性を確保する観点から、資金分配団体及びJANPIAが定める期間、保存及び公開の対象とするものとする。

本規程の改廃又は適用の終了については、資金分配団体及びJANPIAの定めるルールを踏まえ、代表理事が決定するものとする。

2026年1月15日

